特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和4年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- I/J/~= IIJ IW					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種関係事務				
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法 第6条第1項の予防接種の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。				
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア。 事務の概要中③の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についてはワクチン接種記録 システム(VRS)				
· 林宁原(唐朝) / 1 / 2					

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項並びに内閣府・総務省令第10条、第67条の2・事務の概要中③の新型コロナウイルス感染対策に係る予防接種事務については次のとおり。
- 事務の概要中③の新型コロナウイルス感染対策に係る予防接種事務については次のとおり。①番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種
- 記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ②番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	12条の3、第13条、 (別表第二における	別表第二の 第13条の2、 情報提供の 別表第二の	第16の2、17、18、19、115の2項並びに内閣府・総務省令第12条の2、第 第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康対策課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-5536

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	14年2月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和]4年2月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	《重点項目評価書 《全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目	評価書又は全項	頁目評価書において、リス·	ク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシスラ	「ムを通し	じた入手を除く	(。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	С	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供	を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接網	続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[] 外部監				
9. 従業者に対する教育・日	9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5-2	健康対策課長 上田博文	健康対策課長 岡本健司	事後	人事異動による
令和1年6月28日		(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、1 9項並びに内閣府・総務省令第13条 ※別表第二の第17、19項に係る主務省令は 未公布 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提 供は行わない	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、1 7、18、19項並びに内閣府・総務省令第12条 の2、 第12条の3、第13条、第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16 の3項並びに内閣府・総務省令第12条の2、 第12条の2の2	事後	規則改正による
令和1年6月28日	I 5-2	健康対策課長 岡本健司	健康対策課長	事後	規則改正による
令和1年6月28日	IV	_	記載のとおり	事後	規則改正による
令和2年7月13日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の 2項並びに内閣府・総務省令第10条、第67条 の2	事後	評価書の見直しによる
令和2年7月13日	I 4-2	の2、 第12条の3、第13条、第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16 の3項並びに内閣府・総務省令第12条の2、 第12条の2の2	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、1 7、18、19、115の2項並びに内閣府・総務省 令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条 の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16 の3、115の2項並びに内閣府・総務省令第12 条の2、第12条の2の2	事後	評価書の見直しによる
令和2年7月13日	Ⅱ 1,2	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直し実施
令和3年2月3日	I 1-②	う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	事前	事務の開始に向けた修正
令和3年2月3日	I 4-2	令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条 の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、1 7、18、19、115の2項並びに内閣府・総務省 令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条 の2、第59条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16 の3、115の2項並びに内閣府・総務省令第12 条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	事務の開始に向けた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月11日	I 1-②	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法。第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	世界の特権法による予防後種の美施対象者把握 2新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務の新期フロウムルス原染症対策に係る系数	事後	事務の開始に向けた修正
令和3年5月11日	I 1-3	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー・ソフトウェア。	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア。 事務の概要中③の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についてはワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事務の開始に向けた修正
令和3年5月11日	I 3	・番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の	・番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の 2項並びに内閣府・総務省令第10条、第67条 の2 ・事務の概要中③の新型コロナウイルス感染対 策に係る予防接種事務については次のとおり。 ①番号法第19条第15号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ クチン接種記録システムを用いた情報提供・照 会のみ) ②番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	事務の開始に向けた修正
令和3年5月11日	II 1,2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書見直し実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 1-②	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46 条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法 第6条第1項の予防接種の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	①ア防佞性法によるア防佞性の夫肔対象有抗 	事後	事務の開始に向けた修正
令和3年8月31日	I 3	・事務の概要中③の新型コロナウイルス感染対策に係る予防接種事務については次のとおり。 ①番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染がよりのとなりのとなりのである。)	・番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項並びに内閣府・総務省令第10条、第67条の2・事務の概要中③の新型コロナウイルス感染対策に係る予防接種事務については次のとおり。 ①番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)②番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	法改正による
令和3年8月31日	I 4-2	番号法第19余7号、別表第二の第16の2、17、18、19、115の2項並びに内閣府・総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条7号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項並びに内閣府・総第合第12	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、17、 18、19、115の2項並びに内閣府・総務省令第12 条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59 条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、16の 3、115の2項並びに内閣府・総務省令第12条の 2、 第12条の2の2、第59条の2	事前	法改正による
令和4年3月1日	П1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	接種対象者拡大による変更
令和4年3月1日	Ⅱ 1,2	令和3年4月1日	令和4年2月1日	事前	変更に伴う時点修正